指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

年　　月　　日

指定番号

事業所の名称

１　指定給水装置工事事業者の業務内容

（１）営業状況

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 |  |
| 営業時間 |  |
| 休業日 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否：　　可　□　　　不可　□ | |

（２）業務内容

ア　新設・改造工事

|  |  |
| --- | --- |
| 配水管からの分岐　～　水道メーター | 水道メーター　～　宅内給水装置 |
| 可　　□  不可　□ | 可　　□  不可　□ |

イ　修繕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 水漏れや故障の修繕、取替 | | | 埋設部 | 給水設備 | |
| 蛇口  （混合水栓等） | トイレ | 屋内配管 | 給水管 | 受水槽 | ポンプ |
| 可　　□  不可　□ | 可　　□  不可　□ | 可　　□  不可　□ | 可　　□  不可　□ | 可　　□  不可　□ | 可　　□  不可　□ |

|  |
| --- |
| 公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否：　　可　□　　　不可　□ |

* **業務内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出るようお願いします。**
* 複数の事業所を申請している場合は、このページをコピーして事業所ごとの情報を記入してください。

２　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

　　以下のいずれかについて記入してください。

　　・給水工事技術振興財団の給水装置工事主任技術者研修

「ｅ－ラーニング」「給水装置工事主任技術者現地研修会」

**※受講を証明する書類（修了証等）の写し**（ｅ－ラーニングの受講終了時に終了年月日が表示されますので、その画面を印刷したものなど）**を添付してください**。

　　・自社内研修

※別紙**「給水装置工事主任技術者等の自社内研修明細書」にも記入**してください。

　　★本市の研修受講者は記録していますので記入不要です。

★他の自治体が実施する研修会は記入不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否：　　可　□　　　不可　□ | | |

* 行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。
* 水道法施行規則　第36条
* 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）
* ４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

給水装置工事主任技術者等の自社内研修明細書

給水装置工事主任技術者等に行った自社内研修がある場合には、その研修について記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修名 | 研修内容 | 研修方法 | 研修時間 |
|  |  | ☐　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報  ☐　給水装置の事故事例と対策技術  ☐　給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法  ☐　給水装置工事主任技術者の職務と役割  ☐　その他  （　　　　　　　　　　　　） | ☐　座学・講義  ☐　実技  ☐　その他  （　　　　　　　） | ☐　３０分未満  ☐　３０分以上１時間未満  ☐　１時間以上  ２時間未満  ☐　２時間以上 |
|  |  | ☐　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報  ☐　給水装置の事故事例と対策技術  ☐　給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法  ☐　給水装置工事主任技術者の職務と役割  ☐　その他  （　　　　　　　　　　　　） | ☐　座学・講義  ☐　実技  ☐　その他  （　　　　　　　） | ☐　３０分未満  ☐　３０分以上１時間未満  ☐　１時間以上  ２時間未満  ☐　２時間以上 |
|  |  | ☐　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報  ☐　給水装置の事故事例と対策技術  ☐　給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法  ☐　給水装置工事主任技術者の職務と役割  ☐　その他  （　　　　　　　　　　　　） | ☐　座学・講義  ☐　実技  ☐　その他  （　　　　　　　） | ☐　３０分未満  ☐　３０分以上１時間未満  ☐　１時間以上  ２時間未満  ☐　２時間以上 |

３　適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 京都市内において、  「配水管からの分岐～水道メーター」の工事 | 施行する　　　　　　□  施行しない　　　　　□ | |
| 公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否：　　可　□　　　不可　□ | |

※施行するにチェックを入れた場合は、資格を証明する書類等の写し（給水装置工事配管技能者証のコピー等）を添付してください。

**（「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合には、以下は記入不要です。）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名  （公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか  （〇・×を記入） | 資格等を有しているか  （〇・×を記入） | | 工事年度 |
|  | 保有している  資格等 |
|  |  |  | ①　□　②　□  ③　□　④　□ |  |
|  |  |  | ①　□　②　□  ③　□　④　□ |  |
|  |  |  | ①　□　②　□  ③　□　④　□ |  |
| 公表（ホームページ等への掲載を含みます）の可否：　　可　□　　　不可　□ | | | | |

* 行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。
* 資格等の確認書類（下記①～③についてはコピーを提出してください。）

①　配管技能者認定証又は配管技能者証

②　配管技能者講習会修了証書又は修了者証

配管技能検定合格証書又は合格者証

③　ＰＯＬＩＴＥＣ講習会受講証

④　本市独自の技能者（旧資格）として技能者名簿に登録されている者

水道法施行規則　第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

過去１年以内の京都市内における給水装置工事に主に従事した

適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況明細書

**（「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合には、以下は記入不要です。）**

　※記入時点～過去１年以内の状況を確認します。

　※京都市内における工事のみを対象とします。

　※過去１年以内に従事した給水装置工事が多数ある場合は、３件まで記入してください。

　※過去１年以内に従事した給水装置工事がない場合は、直近（５年以内）の工事を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の  氏名 | 工事名 | 工事期間 | 工事場所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

* 行数が足りない場合には、必要に応じてコピー等をしてください。